新座市立第六中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の目的

部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして学校教育の一環として行われるものである。本校においては、「新座市部活動の方針」に則り、毎年度活動方針を策定する。これに基づき、持続可能な運営体制を整備するとともに、部活動を通して、生徒一人一人が自己実現を図ることを目指す。

- 2 活動目標、活動計画等の設定
 - (1) 顧問は、年間活動計画、及び月間活動予定並びに月間活動実績を作成し、計画的な活動を進める。
 - (2) 顧問は、年間活動計画を**年度当初に**、月間活動予定を**前々月までに**、月間活動実績を**翌月はじめに**、管理職に提出する。
 - (3) 顧問は、月間活動予定を所属生徒に配布する。
 - (4) 学校は、年間活動計画をホームページで公表する。
 - (5) 管理職は、活動予定・活動実績等に基づき活動内容を把握するとともに、 視察等を通じて、適宜指導・助言を行う。
- 3 休養日の設定
 - (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

【平日1日以上かつ土日いずれか1日以上を休養日とする】

- (2) 大会、コンクール等で休養日が確保できない場合は同一週の他の日を休養日とする。
- (3) 長期休業中は、学期中に準じて休養日を設定する。夏季・冬季休業日には土・日、学校閉庁日を含め連続する一週間程度の以上の休養期間を設ける。
- 4 活動時間の設定
 - (1) 平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。活動時間帯については最終下校時刻に応じて別に定める。
 - (2) 朝練習の時間は一日の活動時間に含めない。
 - (3) 参加する大会・コンクール等については負担軽減の観点から精査する。
 - (4) 活動時間の例外規定(1週間当たりの上限16時間程度)の適用は4大会までとする。顧問は年間計画並びに月間予定表に適用大会を明示する。
- 5 部活動への加入

希望による加入とするが、部活動の意義を鑑みて積極的な参加を働きかける。なお、退部、転部を希望する生徒に対しては、顧問並びに担任との面談実施に基づき必要な手続を進める。詳細は別に定める。

- 6 指導体制の整備
 - (1) 複数顧問を原則とし、二人以上で担当する。
 - (2) 部活動の運営実態に応じて、外部指導者を活用する。
 - (3) 部活動顧問会議を設置し、定期的に情報交換を行う。
 - (4) 顧問は、活動前後の健康観察を行い、安全管理の徹底を図るとともに、細心の注意を払い、事故防止に努める。
 - (5) 施設や設備の点検を定期的に実施し、事故防止に努める。
 - (6) 体罰やハラスメントを根絶するため言動には細心の注意を払う。
 - (7) 日常的に生徒の人間関係に注意を払うとともに、顧問、担任、養護教諭等 との連携を密にし、いじめの未然防止を徹底する。
 - (8) 気象庁、環境省熱中症予防情報サイト等の情報に十分留意し、熱中症事故 防止に努める。熱中症の疑いがある生徒に対しては、適切な応急手当等を実 施する。
 - (9) 心肺蘇生法やAEDの操作方法について定期亭な実技研修を実施する。
 - (10) 大会、練習試合等校外に生徒引率する場合、「徒歩」「自転車」「公共交通機関」の利用を原則とする。
 - (11) 部活動費用(部費)の徴収に際しては、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。
- 7 附則
 - この方針に定めるもののほか、部活動に必要な事項は、校長が別に定める。